

# 第5章 計画の各論



# 1 介護予防と生きがいつくりの推進

## 1-1 地域の交流と支えあいの意識づくりの推進

### (1) 福祉意識の醸成と地域交流の拡充

地域で高齢者が自立して生活していくためには、身近な人から身近な場所で、日常生活に即した支援を行っていくことが重要です。

地域における自主的な支えあい活動を支援し、住み慣れた地域での暮らしやすい環境づくりを進めます。

#### ① 福祉意識の啓発

事業内容	市や社会福祉協議会の広報を通じて、意識の啓発などを行っています。「福祉まつり」「社会福祉大会」「福祉講演会」「福祉映画会」などの事業を開催しています。
第5期計画の評価	関係団体等と連携しながら、各事業への参加数増加を目指しましたが、参加者の固定化や減少が目立ちます。 事業後は、参加者にアンケートを実施し、次の事業計画のために活用しています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

関係団体と連携し、各事業の内容等を見直し、新たな参加者を増やすための手段を再検討し、参加者数の増加を目指します。

## ② 福祉教育と交流事業の充実

事業内容	小・中・高の総合的学習の時間を利用し、福祉に関わる学習の開催や「福祉の学習出前講座」や地域の高齢者とのふれあい交流会等を開催します。
第5期計画の評価	<p>社会福祉協議会が小・中・高生向けの出前講座と、教職員のための福祉講座を開催しています。</p> <p>社会福祉協議会が開催する各交流事業について、高齢者を支援するネットワーク関係者等に啓発し、情報提供に努めています。</p> <p>ふれあい交流事業については、広報等で情報を提供していますが、一部の支部社協で実施できていませんでした。</p>

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

学校教育における「総合的な学習の時間」の活用や社会福祉協議会との連携などにより福祉教育の充実を図ります。

ふれあい交流事業については、支部社協、長寿クラブ等に情報を提供していき、市内全域で実施できるよう支援していきます。

#### ■数値目標

(単位:箇所)

実施目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ふれあい交流事業実施地区数	6	7	8

### ③ 住民主体による地域福祉活動（見守り活動等）の確立

事業内容	社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員、長寿クラブ会員や各事業所等による見守り活動、サロン活動を通じた地域活動を行います。
第5期計画の評価	民生委員・児童委員と福祉委員や区との話し合いを行い、連携を深めていますが、見守り体制ができていない地域もあります。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

民生委員・児童委員、福祉委員、区、長寿クラブやまちづくり組織との連携を強化し、地域で見守る体制作りを進めていきます。

民間事業者による「さりげない」見守り体制を実施していきます。

徘徊する認知症高齢者を安全に保護するため、地域の見守り体制の整備や関係者の連携を図っていきます。

### ④ 緊急通報装置（あんしんネットワークシステム）

事業内容	健康状態に不安をもつひとり暮らし高齢者等を対象に緊急通報端末機を設置して、急病や災害等の緊急時に迅速に対応し、日常生活の安全確認と不安解消を図ります。
第5期計画の評価	民生委員・児童委員と連携し適切に設置できています。 ただ、ひとり暮らし高齢者の中には、体は健康であっても一人でいることの不安を訴える方が増加しています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

今後もひとり暮らし高齢者が増加することが見込まれるため、民生委員・児童委員との連携を密にし、適切に設置をしていきます。

#### ■ 数値目標

(単位: 台)

実施目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置台数	310	330	350

## ⑤ 民生委員・児童委員、市民活動団体の活動支援

事業内容	社会福祉協議会、自治会等と連携をとり、民生委員・児童委員、福祉委員が行う高齢者の見守り活動などの活動支援を行います。
第5期計画の評価	民生委員・児童委員に対し、高齢者の見守り活動や、生活支援のパイプ役として研修等を行っています。福祉委員は、一部の支部で介護保険や生活支援の研修などを行っていますが、十分とはいえません。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

市や社会福祉協議会は、民生委員・児童委員、福祉委員が行っている高齢者に対する見守り活動を行えるよう、地区を決めてきめ細かく研修等を行いながら活動を支援していきます。

## ⑥ ボランティア活動の支援、育成（ボランティアセンターの機能拡充）

事業内容	ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）と連携を図りながら、ボランティア活動に対する啓発を行います。各種ボランティア養成講座を充実させ、ボランティア団体やボランティア連絡協議会への支援を行っていきます。
第5期計画の評価	65歳の教室でボランティア活動の啓発・周知について社協の職員に実施してもらいましたが、効果的なボランティア活動につながらず、現在は資料（チラシ）提供に留まっています。各種ボランティア養成講座の参加者は減っており、新規のボランティア登録者が増えず、高齢化が進んでいます。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

各種ボランティア養成講座の充実及び広報により受講者の増加を図るとともに、ボランティア活動のできる人材を育成する支援を行います。

## ⑦ 地域で集える場の整備

事業内容	高齢者、障がい者、児童などを対象とし、福祉まつり、介護予防事業、高齢者と子どものふれあい事業、介護者サロンなどの事業を実施していきます。
第5期計画の評価	地域の公民館等が地域で集える場としての機能を持てるよう、事業の展開の働きかけをしました。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

参加しやすい事業が開催できるよう、地域の拠点に働きかけていきます。

## ⑧ 広報活動の充実

事業内容	ガイドブック、市広報、ホームページなどを通じて各種サービスに関する情報提供を行っていきます。
第5期計画の評価	瑞浪市介護保険サービス利用ガイド、高齢者保健福祉サービス利用ガイド、市広報等、高齢者が見やすい冊子作りに努めるとともに、ホームページや民生委員・児童委員等による啓発活動を行いました。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

瑞浪市介護保険サービス利用ガイド、高齢者保健福祉サービス利用ガイド、市広報等、高齢者が見やすい冊子作りに努め、ホームページや民生委員・児童委員等による啓発活動を行っていきます。

## (2) 地域での健康づくりの推進

健康の保持・増進を目的とした事業を、健康づくりに関与する関係機関及び各種団体の主体的活動の協力を得て実施していきます。

### ① 地域での健康づくりの推進

事業内容	市広報、健康カレンダー、ホームページ等により、健康づくりや保健事業に関する情報を提供し、正しい知識の普及や保健事業の利用を促すとともに、健康づくり事業（介護予防事業）等の推進に努めます。
第5期計画の評価	定期的に健康づくりに関する記事を市広報に掲載し、健康管理意識の高揚に努めています。 介護予防事業等を地域の公民館等で開催しています。 教室参加終了者には、地域で健康づくりの取り組みができるよう自主グループへの加入及び立ち上げ等の支援をしています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

定期的に健康づくりに関する記事を市広報に掲載するとともに、予防教室案内のチラシを作成してあらゆる機会に配布していきます。教室参加終了者には、地域で健康づくりの取り組みができるよう自主グループの支援をしていきます。

## (3) 高齢者の交流活動の推進

高齢者がレクリエーションやおしゃべりを楽しむ等、気軽に過ごせる場を提供し、生きがいがづくり並びに生活範囲の拡大を支援しています。

### ① 老人憩いの家

事業内容	瑞浪市内の高齢者の娯楽及び心身の健康増進、教養の向上に役立てていきます。
第5期計画の評価	利用者数は伸びているものの、目標には達していません。新規利用者の開拓が必要と考えられます。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

世代を超えた交流事業の推進及び生きがいがづくり事業を充実し、健康増進と利用者の増加を図ります。

#### ■数値目標

(単位：人)

実施目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	12,800	12,900	13,000



## ② 宅老所

事業内容	ボランティア、NPO法人の人たちが中心となって、現在、2箇所の地域において交流活動を行っています。
第5期計画の評価	2箇所の宅老所に対して運営補助金を交付し、活動の支援を行いました。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

今後増加する高齢者の交流の場として、既存の宅老所の機能を維持し、住民のニーズに応じていくとともに、他地区での設置で動きがあった場合、適切な支援を行います。

#### ■ 数値目標

(単位：人)

実施目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	2,150	2,170	2,190

## 1-2 介護予防・生活支援の推進

### (1) 健康の維持・増進のための支援

高齢者が要介護状態にならないよう健康を維持・増進し、いきいきと生活できるよう支援します。

#### ① 各種健診等の実施

事業内容	各種健診等を通じて、要介護状態の基礎疾患となる生活習慣病の早期発見、悪化防止、虚弱高齢者の早期発見を行っていきます。
第5期計画の評価	健診等により生活習慣病を早期発見し、確実に受診につながるよう支援しています。治療中の方はかかりつけ医との関係を密にし、適切な治療を受けることの重要性を伝えています。すこやか健診（75歳以上対象）受診者に対する支援はできませんでした。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

健診により異常を早期に発見し、受診・治療することで重症化を予防します。生活習慣病予防は、介護予防につながるため確実な受診につながるよう支援していきます。

#### ② 健康教育・健康相談の実施

事業内容	節目年齢の教室や高齢者が集う場所での出前健康講座・相談などを実施します。
第5期計画の評価	節目年齢教室の未受診者に訪問等して状況確認しています。より身近な地域で教室（教育）や相談事業を実施し、参加者の増加に努める必要があります。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

節目年齢の教室や高齢者が集う場所での出前健康講座・相談などを充実させ、広報を充実し参加者の増加を図ります。

#### ■数値目標

(単位:人)

実施目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
節目教室の参加者数	470	480	490
出前講座の参加者数	1,450	1,460	1,470

### ③ 身体機能の向上

事業内容	高齢者の健康維持・増進、心身の機能低下の防止を目的に運動教室を実施していきます。 身体機能の向上を目的に、高齢者が継続して介護予防に取り組めるよう、支援していきます。
第5期計画の評価	高齢者に合わせた心身機能の向上のための教室を行っています。 自主グループに対して介護予防の啓発を定期的実施し、継続して活動できるよう支援しています。 教室修了者には自主グループの紹介等をし、新規加入や新たな自主グループの立ち上げ等を支援しています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

リハビリテーション専門職等に依頼し、効果的に心身機能を向上させるための教室を開催していきます。

介護予防教室修了時には、自主グループの活動を紹介し、新規加入者や新たな自主グループ立ち上げの支援をしていきます。また自主グループに対して介護予防の啓発を定期的実施し、継続して活動できるよう支援していきます。

### ④ 栄養改善

事業内容	介護予防教室において高齢者に望ましい食生活の知識の普及、啓発を図ります。
第5期計画の評価	バランス食・塩分制限・低栄養予防が介護予防のために重要であることを、各介護予防教室において啓発しました。生活習慣病等の悪化防止に努め、個別指導も勧奨していますが、利用者は少ない状況です。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

バランス食・塩分制限・低栄養予防が介護予防のために重要であることを、各介護予防教室において継続的に啓発していきます。健康づくりに関与する関係機関と協力し、生活習慣病等の悪化防止に努め、個別指導を充実し利用者の増加を図ります。

## ⑤ 口腔機能の向上

事業内容	介護予防事業を通じて口腔機能の向上の啓発を図ります。 介護予防教室で歯科健診を実施し、定期的な歯科受診を勧めるとともに口腔ケアの方法について、指導を徹底します。
第5期計画の評価	介護予防教室等に歯科健診・教育・個別指導を取り入れ、介護予防と口腔機能向上の関連性、重要性を伝えています。口腔環境は個人差が大きいため、継続して指導する必要があります。 介護保険施設職員に対し、口腔保健指導技術向上のための職員研修を実施しており、技術向上の効果はみられています。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

介護予防教室等で歯科健診・教育を継続実施し、介護予防と口腔機能向上の関連性、重要性を伝えるとともに、個別指導を充実していきます。

介護状態の重度化を予防するため、口腔ケア研修を実施していきます。

## ⑥ 高齢者向け予防接種の推進（新規項目）

事業内容	肺炎球菌による肺炎を予防し、重症化を防ぐため、高齢者に対して成人肺炎球菌ワクチンの予防接種を行います。 高齢者や慢性疾患患者は、インフルエンザを発症すると重症化しやすくなるため、希望者に対し予防接種を行います。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

成人肺炎球菌ワクチン予防接種については、年度により接種対象年齢が限定されているため対象者となられる方には適切に周知して、予防接種の啓発に努めます。

高齢者インフルエンザ予防接種については、感染予防、重症化予防となるよう接種の周知をします。また、日常生活において衛生面での生活指導も啓発していきます。

## (2) 介護予防・生活支援の推進

在宅でいきいきと生活していくために必要な支援を提供していきます。

### ① 介護予防サポーターの養成と活動支援（新規項目）

事業内容	介護予防の必要性や取り組みを理解し、その知識を地域に広めることができる人材を養成します。また、住民主体の介護予防が推進できるよう支援します。
------	------------------------------------------------------------------------

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

地域で介護予防が推進できるよう、介護予防サポーター養成講座の内容を充実させていきます。また、サポーターが介護予防を推進できるよう、支援していきます。

### ② 生活支援

事業内容	社会適応が困難な高齢者や虚弱な高齢者を対象に、生活管理指導員やヘルパーを派遣し、生活援助や指導を実施しています。
第5期計画の評価	ヘルパー等が必要な虚弱高齢者に対し訪問し、聞き取り調査等を行い適切に支援できています。 総合事業に移行することになり、充実が必要となります。

### ③ 生活支援サービスの基盤整備の推進（新規項目）

事業内容	生活支援コーディネーターや協議体等を通じ、生活支援サービスの基盤整備を推進します。 支援が必要な高齢者に対し、ヘルパー派遣等を行うことで、在宅で生活することを支援していきます。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

「生活支援コーディネーター」や「協議体」の設置等を行っていきます。また、多様化する生活支援サービスを適切に利用するよう支援していきます。

住民主体の生活支援ボランティア等の立ち上げと、現在あるシルバー人材センターの支援内容の見直しを図ります。

### ④ 訪問指導

事業内容	認知症や虚弱で外出が困難な高齢者とその家族を対象に、身体機能の低下防止や寝たきり予防を推進することを目的に訪問指導を行います。
第5期計画の評価	医療機関や民生委員・児童委員等からの情報提供を受け、迅速に対応しています。 基本チェックリストによる該当者には、訪問して状況を把握し、必要に応じて介護予防の必要性を伝えていきます。 75歳の教室未受診者等に対しても、状況を把握しましたが自立した方が多く、実際に介護予防の指導をする機会は少ないようです。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

関係機関との連携を図り、迅速に対応していきます。

## ⑤ うつ予防・閉じこもり予防

事業内容	高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、各種の健康教室を開催し、うつ・閉じこもり等を予防します。
第5期計画の評価	閉じこもり等の予防教育を介護予防教室等で実施しています。 閉じこもりが心配される高齢者に対しては、長寿クラブ等による見守り活動を活用した声かけを実施しています。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

介護予防教室等を通じ、閉じこもり等の予防教育を実施していくとともに、参加者の増加を図ります。

閉じこもりが心配される高齢者に対しては、見守り活動を充実し、声かけを実施していきます。

## ⑥ 生きがい対応型デイサービス

事業内容	身の回りのことは自分でできるが、外出機会が少なく家に閉じこもりがちな高齢者の方が、健康を維持し社会参加ができるように支援していきます。
第5期計画の評価	毎年、利用者のアンケート調査を実施しており、利用者が楽しめるデイサービスになるよう努めています。 要介護認定を受けていない高齢者を対象としているため、利用者があまり増えないという課題があります。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

利用者の定着、増加を図るために、機会をとらえて周知を図っていきます。

#### ■数値目標

(単位:人)

実施目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者延べ人数	3,340	3,340	3,340

### (3) 認知症施策の推進

認知症の予防と重度化を防ぐとともに、地域に認知症の理解者を増やすことで、認知症になっても地域で生活できるよう、支援していきます。

#### ① 認知症予防

事業内容	認知症の早期発見及び早期対応を目的に、認知症に関する相談や知識の普及、認知症予防の教室などを行っています。また、認知症サポーター養成講座を開催し、広く一般市民に対する知識の普及にも努めます。
第5期計画の評価	市広報やあらゆる機会を通じて認知症予防の啓発を図るとともに、認知症予防活動を実施しています。 認知症予防教室の開催回数を増やし、地区単位での開催を目指しています。また、各種の健康教室において、認知症予防の啓発を行っています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

市広報やあらゆる機会を通じて認知症予防の啓発を図ります。認知症の知識普及に努め、早期に発見（対応）・受診することにより重度化を防いでいきます。認知症相談を継続実施するとともに、認知症疾患医療センターとの連携を図りながら相談しやすい環境づくりに努めていきます。

認知症を予防するため、認知症予防教室の参加者の増加を図ります。

#### ■数値目標

(単位：人)

実施目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症サポーター養成講座受講者数 (累計)	2,280	2,320	2,360
脳の健康教室の参加者数(実数)	50	55	60



## ② 認知症ケアパスの活用（新規項目）

事業内容	認知症の人やその家族が「認知症を発症した時から、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいか」が理解できるような流れを表す認知症ケアパスを活用していきます。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

認知症ケアパスを認知症家族等の支援に活用していきます。

認知症の本人・家族等の支援を強化していきます。

## ③ 認知症初期集中支援活動（新規項目）

事業内容	認知症が疑われるケースを初期（早期）の段階で対応し、重度化を防ぐための支援を行っていきます。
------	------------------------------------------------

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

認知症地域支援推進員を養成・配置するとともに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われるケースを把握した場合、可能な限り早期に訪問し、認知症疾患医療センター等と連携して集中的に対応することによって、地域で生活できるよう支援していきます。

### 1-3 生きがいくりの支援の充実

#### (1) 生きがい活動の推進

高齢者が社会の一員として、生きがいや充実感を持ちながら、主体的に地域生活を送ることは、生活の質を向上させるだけでなく、健康の維持増進にもつながります。そのため、様々な生きがい活動を推進するとともに、高齢者が長年培ってきた知識や技術、経験を活かし、発揮できる環境づくりを推進します。

#### ① 長寿クラブ

事業内容	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために組織された団体です。現在、瑞浪市には34の長寿クラブ・長寿会があり、各単位あるいは全体で、様々な活動を行っています。
第5期計画の評価	高齢者の人数は増えているものの、瑞浪市長寿クラブ連合会への加盟団体数(38→34)、会員数(約2,500人→約2,100人)が減少しています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

長寿クラブの行う活動の広報を充実し、魅力ある活動により会員の増加につながるよう支援します。また、長寿クラブがなくなってしまった地域については、再開できるよう支援を行います。

#### ■数値目標

(単位:人)

実施目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
長寿クラブ連合会登録会員数	2,150	2,200	2,250

## ② 寿大学

事業内容	公民館の主催する教室であり、高齢者が健康で生きがいのある人生を創造するための生涯学習の場として開講します。
第5期計画の評価	高齢者の数は増加しているものの、参加人数が減少傾向となっています。男性の参加者が少ない状況です。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

内容の充実に努めるとともに、広報を充実し、魅力ある学習機会を提供します。参加促進のための周知啓発を積極的に実施するとともに、クラブ活動など自主的な活動への支援を行います。

#### ■数値目標

(単位：人)

実施目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数	527	532	542

## ③ いきいきサロン

事業内容	ひとりでも多くの高齢者が外出し、地域の人と関わりながら、いきいきとした生活を送れることを目的として開催します。
第5期計画の評価	各支部で開催されていますが、月1回から年1回までバラツキがあります。 自主的に運営しているサロンは担い手が高齢になり、次の担い手を見つけることに苦慮しています。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

各地区の福祉委員や社会福祉協議会と連携し、全地区で開催できるよう支援していきます。

#### ■数値目標

(単位：自治会)

実施目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
サロン数	104	107	110

#### ④ お達者クラブ・元気サークル・若葉会

事業内容	高齢者が外出し、地域の人とかかわりながら心身ともに健康で生きがいをもって生活することを目的として開催します。
第5期計画の評価	月に1回体操や料理、小物づくり、音楽療法など参加者の要望を取り入れながら実施しました。 参加者が固定し、新しい人が増えていません。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

社会福祉協議会と協力し、内容の充実とPRにより、参加者の増加を図ります。

#### ■ 数値目標

(単位：人)

実施目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	250	280	300

#### ⑤ ひなたぼっこのつどい

事業内容	ひとり暮らし高齢者の方を対象に、地域の人と関わりながら、生きがいを持って生活することを目的とする地区ごとの集まりです。地区の福祉委員との交流の場になっています。
第5期計画の評価	年々参加者が増えており、楽しみにしている方も多くなっています。 自治会に加入していないひとり暮らし高齢者の把握とサービスの提供をどうすればいいかが課題となっています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

社会福祉協議会と協力し、対象者の6割～7割の参加を目指します。

## ⑥ ふたりぐらしセミナー

事業内容	「ふたりで考える豊かな老後」をテーマにセミナーを開催しています。
第5期計画の評価	ふたりぐらしセミナーは、参加者の減少により平成25年度から廃止しました。平成25年度からは「シニア安心講座」を実施しています。

## ⑦ シニア安心講座

事業内容	介護予防と心や体の安心・安全について学び、閉じこもらず地域でいきいきと暮らしていくための講座を実施します。
------	-------------------------------------------------------

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

社会福祉協議会と連携し、参加者の増加を図ります。

### ■数値目標

(単位：人)

実施目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加人数	30	35	40

## (2) 働く機会の充実

高齢者の中には、健康で働く意欲のある高齢者も多く、働くことは収入を得ることだけでなく、生きがいづくりとしても大切なことです。

そのため、高齢者の豊かな知識や経験を活かすことができるよう就労の機会の確保に努めます。

### ① シルバー人材センター

事業内容	高齢者の生きがいとして、臨時的かつ、短期的な仕事を行う団体です。自主的な会員組織で、自分たちで役員を選び事業の運営を行っています。
第5期計画の評価	会員数、就業延べ人数ともに減少傾向にあります。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

シルバー人材センターと協力し、公平適正な就業機会の充実を図ります。また、各種の需要に対応するため、広報等により、会員の確保と就業機会の拡大を図ります。

#### ■数値目標

(単位：人)

実施目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録会員数	370	390	410

## 2 介護保険事業の充実

### 2-1 在宅サービスの充実

#### ① 訪問介護

事業内容	利用者の居宅を訪問し、自立した日常生活が送れるよう必要な支援を行います。ホームヘルパーが、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。
第5期計画の評価	市内には夜間（24時間）対応できる事業所がありません。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

独居、高齢者世帯、日中独居の増加により、利用希望者の増加が予測されます。利用者のニーズを把握し、必要に応じて新規事業所の参入を促進します。

要支援1・2の利用者については、総合事業に移行するにあたり、事業者との連携を密にとっていきます。

#### ② 訪問入浴介護

事業内容	利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。 利用者の居宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。
第5期計画の評価	市内にはサービス提供事業所がないため、近隣市の事業所を利用する状況です。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

重度の要介護高齢者が可能な限り在宅で生活できるよう、新規事業所の参入を促進し、サービス利用を促進していきます。

### ③ 訪問看護

事業内容	療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。 訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
第5期計画の評価	事業所数は増加しましたが、24時間対応している事業所が少ないため、利用が困難となる場合があります。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

終末期や医療ニーズの高い要介護者等に対応できるようニーズを把握し、必要に応じて新規事業所の参入を促進します。

### ④ 訪問リハビリテーション

事業内容	心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。 リハビリテーション専門職が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。
第5期計画の評価	市内にはサービス提供事業所がありません。病院や介護保険施設から自宅へ戻った際に継続したリハビリテーションを希望される場合、訪問看護で対応している現状です。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

今後ニーズを把握し、必要に応じて新規事業所の参入を促進します。



## ⑤ 居宅療養管理指導

事業内容	通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。 病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。
第5期計画の評価	利用状況は少なく、利用者が限られているのが現状です。かかりつけ医と居宅介護支援事業者との連携が不十分な場合もあります。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

医療との連携を図りながら在宅療養者が長期的に在宅生活を継続できるようサービスの提供に努めます。

## ⑥ 通所介護

事業内容	利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 利用者が通所介護施設へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。
第5期計画の評価	事業者数は増加しているものの、利用希望者が重なって希望通りの利用ができないことがあります。早朝、休日利用や延長などの対応をしている事業所が少ない状況です。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

早朝・延長・休日利用ニーズの把握に努めるとともに、対応できる事業者の確保に努めます。

要支援1・2の利用者については、総合事業に移行するにあたり、事業者との連携を密にとっていきます。

## ⑦ 通所リハビリテーション

<p><b>事業内容</b></p>	<p>心身機能の回復や維持、体力の増進を図り、日常生活上の自立を図ります。</p> <p>利用者が介護老人保健施設や病院、診療所等へ通所し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリサービスを提供します。</p>
<p><b>第5期計画の評価</b></p>	<p>サービス提供事業所が1箇所しかないため、利用困難となる場合があります。通所介護の事業所がカバーしている現状です。</p>

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

リハビリに特化した通所介護事業所の動向を把握しながら、新規事業所の参入を促進します。

## ⑧ 短期入所生活介護

<p><b>事業内容</b></p>	<p>利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>利用者は介護老人福祉施設等へ短期入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けます。</p>
<p><b>第5期計画の評価</b></p>	<p>介護者の負担軽減の目的等で利用希望者が多くなっています。そのため、希望の日程で利用できないことがあります。定期利用者が増え、緊急時に利用ができない場合もあります。</p>

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

要介護認定者の増加に伴い、利用者のニーズに対応できるようサービスの提供に努めます。

## ⑨ 短期入所療養生活介護

事業内容	利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。 利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期入所し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活の支援などのサービスを受けます。
第5期計画の評価	サービス提供事業所が市内に1箇所のみで、利用困難となる場合があります。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

要介護認定者の増加に伴い、利用者のニーズに対応できるようサービスの提供に努めます。

## ⑩ 特定施設入居者生活介護

事業内容	特定施設に入所している利用者に対し、入浴、食事等の日常生活上の支援や介護を行います。
第5期計画の評価	市内の提供事業所はケアハウス1箇所のみとなっています。 独居等在宅生活が困難となり、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に入居しているケースもあります。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

要介護認定者の増加に伴い、ニーズに対応できるようサービスの提供に努めます。

## ⑪ 福祉用具貸与

事業内容	福祉用具の貸与を行います。 利用者が可能なかぎり自立生活が送れるよう支援を行います。
第5期計画の評価	適切な福祉用具の貸与を行っています。 レンタルの対象にならない人に対し、例外給付を行うことがあります。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

介護予防に資するように目標を設定し、計画的に福祉用具の貸与を行うことにより、利用者の自立支援を図ります。

## ⑫ 特定福祉用具販売

事業内容	日常生活の自立を助けるための福祉用具購入費を支給します。 入浴用品や排せつ用品等、貸与になじまない福祉用具について、その購入費用を支給します。
第5期計画の評価	同一種目の支給申請が複数回される場合があり、購入の必要性について確認する必要があります。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

適切なケアマネジメントにより提供された福祉用具について、その購入費用を支給します。

### ⑬ 住宅改修

事業内容	高齢者の住まいを安全で使いやすくするため、また介護者の負担を軽減するために、要介護状態区分等にかかわらず、改修費用の20万円を限度に9割を支給します。
第5期計画の評価	居宅介護支援事業所と施工業者の連携が不十分で、改修の必要性が不明瞭なケースがあります。多種多様な住宅改修が見込まれるため、介護保険対象となる改修と対象外となる改修の判断が難しいケースもあります。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

認定者の日常生活動作の改善と生活利便性の向上、介護者の負担軽減のために行われた改修に対し、住宅改修費を支給します。

### ⑭ 居宅介護支援

事業内容	居宅サービスなどが適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介などを行います。 地域包括支援センターによる介護予防支援（ケアマネジメント）を行います。
第5期計画の評価	介護支援専門員複数配置の居宅支援事業所が増加してきており新規利用者への早期対応も可能となってきましたが、支援困難ケースが増加しており、居宅支援事業者の負担が増加してきています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

利用者のニーズに対応できるよう、各事業所との連携を密にするとともに、新規事業所の参入を促進します。

## 2-2 地域密着型サービスの充実

### ① 夜間対応型訪問介護

事業内容	夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、要介護者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行います。
第5期計画の評価	第5期計画では、整備を行いませんでした。 本市に提供事業所はありません。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

潜在的な利用者ニーズ及びサービス提供事業者の把握を行う中で、今後の対応を検討していきます。

### ② 認知症対応型通所介護

事業内容	認知症である利用者が通所により、入浴や食事、排せつなどの日常生活上の世話や、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。
第5期計画の評価	第5期計画では、整備を行いませんでした。 市内に提供事業者は2事業者ありますが、うち1事業者はサービスを休止中です。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう、利用者のニーズを把握し、認知症高齢者の増加に対応するためのサービス提供を検討していきます。

### ③ 小規模多機能型居宅介護

事業内容	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。
第5期計画の評価	第5期計画では整備を行いませんでした。 本市には、サービス提供事業所はありません。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

多様化する利用者ニーズに応えるためにも、新規事業者の参入を促進します。  
本計画期間内において、整備を計画します。

### ④ 認知症対応型共同生活介護

事業内容	介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。 家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。
第5期計画の評価	平成26年7月時点での入所待機者は17人でした。 2ユニットの整備を計画しましたが、入所需要等を考慮した結果、新規整備を見送りました。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

認知症高齢者の増加に対応するため、本計画期間内において2ユニットの整備を計画します。

## ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業内容	常時介護が必要で自宅では介護ができない人を対象として、定員30人未満の小規模な施設で食事、入浴などの介護や健康管理を行います。
第5期計画の評価	1か所20床が整備されています。 平成24年の入所待機者は110人、平成25年は101人、平成26年は120人（地域密着型以外を含む）となっています。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

重度要介護者への重点入所を推進し、利用状況やニーズを見ながら、長期的な観点のもと検討していきます。

## 2-3 施設サービスの充実

### ① 介護老人福祉施設

事業内容	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対し、入浴、食事などの日常生活上の支援や介護を行います。
第5期計画の評価	3か所210床が整備されています。 平成24年の入所待機者は110人、平成25年は101人、平成26年は120人（地域密着型含む）となっています。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

重度要介護者への重点入所を推進し、利用状況やニーズを見ながら、長期的な観点のもと検討していきます。



## ② 介護老人保健施設

事業内容	状態が安定している人に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の支援を行います。
第5期計画の評価	1か所170床が整備されています。一定の供給量は確保できていますが、入所待機者（全体303人、市内172人）があります。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

療養病床の再編成にかかる進捗状況、利用状況やニーズを見ながら、長期的な観点のもと検討していきます。

## ③ 介護療養型医療施設

事業内容	療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する人に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の支援、機能訓練などの必要な医療を行います。
第5期計画の評価	現在1か所14床がありますが、転換の期限が平成29年度末となっています（転換時期未定）。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

介護療養病床の転換期限が平成29年度末であることから、介護療養病床からの転換が円滑に行われるよう、県と協調しながら支援していきます。

#### ④ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

事業内容	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯に対応できる施設で、家庭環境等の事情により居宅での生活が困難な方が入居でき、サービスを受けられる施設です。
第5期計画の評価	市内に1か所30床が整備されています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

利用状況やニーズを見ながら、整備の検討を行っていきます。

#### ⑤ その他の施設（養護老人ホーム）

事業内容	65歳以上の方で、環境上及び経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な方が、市の措置により入所する施設です。
第5期計画の評価	平成22年度中の30床の整備により、必要数は充足しています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

入所が必要な方に対して、適切な対応を行っていきます。

### 2-4 介護給付費等費用適正化の推進

#### ① 介護給付費等費用適正化事業

事業内容	介護保険事業の適正な運用と持続的な運営のために、ケアプランや住宅改修等の点検、医療情報との突合及び縦覧点検などを行います。
第5期計画の評価	平成25年度に適正化支援システムを導入し、認定状況と給付実績を突合し、不適切な給付に対する事業所への照会を進め、過誤調整につなげています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

利用者に対する適切なサービスを確保しつつ、介護給付費や介護保険料の上昇を抑制するために、今後も介護給付費等適正化事業を実施していきます。

## 3 安全安心のまちづくりの推進

### 3-1 安全で快適な生活環境の充実

#### (1) 住まいの整備

##### ① 住宅修繕相談

事業内容	毎月1回、市役所市民相談室において、住宅修繕相談を実施し、既存住宅の有効利用と市民の生活基盤の安定を図ります。
第5期計画の評価	毎月1回実施しており、市民の相談窓口として寄与しています。しかし、利用実績が少なく、活動方法を検討します。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

家庭内事故を減らし、高齢者が安心して暮らすために、住宅のバリアフリー化を推進していきます。

市広報等での市民への周知をし、利用促進を図り、市民生活の向上を目指します。

#### (2) 福祉のまちづくりの推進

##### ① 福祉のまちづくりの促進

事業内容	高齢者が外出しやすい環境づくりのため、駅周辺施設や市内の既存の主要な公共施設について、安全で安心して利用できるような施設整備を行います。
第5期計画の評価	瑞浪駅や駅前広場などの主要な施設についてはバリアフリー化が図られ、利用者の利便性が向上しています。 しかし、既存の施設には、まだまだ未整備の箇所が存在しています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

道路、公園、建物、公共交通機関など誰もが安心して外出できるためのまちづくりを推進します。

市内のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をさらに促進させることで利用者の安全・安心・快適な環境の創出に努めます。

### (3) 安全対策の推進

高齢者が事故や犯罪に巻き込まれない地域社会づくりと、未然に防止する対策や活動が必要です。

また、大規模災害が懸念される中で、高齢者が安心して暮らすためには、災害時に安全に避難できるためのサポート体制の充実を推進します。

#### ① 交通安全、防犯対策

事業内容	高齢者が交通事故の被害者・加害者にならないように、また、悪質な犯罪から高齢者を守るための地域安全推進活動を実施しています。
第5期計画の評価	交通安全教室・防犯セミナーを市内各地区で開催しています。また、高齢者のお宅訪問を年4回以上実施し、交通安全・防犯について啓発しています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

地域・関係団体と連携し、高齢者のお宅訪問や、高齢者を対象にした交通安全教室・防犯セミナー等を実施し、交通安全・防犯についての啓発をしていくことにより、高齢者の交通事故・消費者被害を未然に防ぐよう努めます。

#### ② 災害対策

事業内容	地域における要配慮者の避難行動支援体制を確立するため、避難行動要支援者名簿への登録及び地域での要配慮者の情報整理を促進します。
第5期計画の評価	民生委員・児童委員、区長の協力を得ながら、災害時要援護者名簿（平成26年度からは「避難行動要支援者名簿」に名称変更）の整備を進めています。また、避難行動要支援者名簿では個人情報を取扱うため、民生委員・児童委員を対象に、個人情報保護研修会を開催しています。 絆メールの登録者数は5,000件を超え、登録者数が増加しています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

地域や民生委員・児童委員と協力し、避難行動要支援者名簿への登録及び「災害図上訓練」の実施などによる地域での要配慮者の情報整理を促進します。

引き続き、「絆メール」への登録を促進し、防災情報の積極的な提供に努めます。

#### (4) 移動支援の確保

##### ① 高齢者にやさしい公共交通

事業内容	路線バスの多くが廃止されたため、その代替交通としてコミュニティバスを運行しています。高齢者の社会参加の重要な手段として、鉄道、バス、タクシー等の公共交通全体の連携を強化し、各公共交通機関を高齢者が利用しやすくなるよう努めます。
第5期計画の評価	コミュニティバス利用者アンケート調査、地域要望等に基づき、バス停の増設や経路の変更を行うなど、利用しやすい運行内容とするよう努めています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

高齢者等交通弱者の移動手段として、利用者や自治会の意見を聞き、利用者の利便性を高めるよう努めます。また、地域の実情に合わせた多様な交通手法を検討します。

#### ■数値目標

(単位：%)

実施目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用しやすい公共交通が整っていると感じる市民の割合	42.5	43.0	43.6

## 3-2 安心して暮らせる仕組みづくり

### (1) 相談・苦情対応体制の整備

本人、家族、住民等を通じた様々な相談を受け、的確な状況把握をし、保健・医療・福祉サービス等につなぐことでネットワークの構築を図り、専門的・継続的な相談支援を行っていきます。

#### ① 相談および苦情対応体制の強化

事業内容	市の窓口（高齢福祉課・地域包括支援センター）及び在宅介護支援センターにて対応しています。 また、各事業の機会に総合相談窓口の周知徹底を図っています。
第5期計画の評価	高齢者の相談窓口として地域包括支援センターがあることをPRしていますが、周知が足りない現状があります。 また、相談内容の複雑化に伴い、支援の長期化が起きています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

市広報や教室などで高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターの周知を図っていきます。

また、迅速で適切な対応・アドバイスができるよう相談員の資質向上に努め、相談しやすい窓口づくりを進めていきます。

#### ② 地域ケア会議の充実（新規項目）

事業内容	個別事例のケース検討を通じて多職種連携を行いながら、地域課題を把握し、その後の地域づくり・資源開発に生かせるよう会議を行っています。
------	--------------------------------------------------------------------

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

会議を開催していくことで、地域とのつながりを作り、多職種連携を行うことで、地域づくりの検討を行っていきます。

## (2) 権利擁護の推進

### ① 権利擁護制度の確立

事業内容	地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する相談や、成年後見制度適用への支援を行っています。 また、社会福祉協議会において、福祉サービスの利用手続きの援助や代行業務を中心とした日常生活支援事業を行っています。
第5期計画の評価	高齢者などを狙った詐欺事件などが多くなっている中、権利擁護のPRが不足しています。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

引き続き、高齢者の権利擁護制度の周知を行い、利用促進を図ります。

## (3) 地域自立生活の支援

在宅で生活するために必要なサービスを提供していきます。

### ① 在宅医療・介護連携の推進（新規項目）

事業内容	可能な限り、住み慣れた地域で生活するために、地域在宅医療と介護の連携を推進していきます。
------	----------------------------------------------

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

地域の医療・介護の関係機関や事業所等を把握し、資源リストを作成していきます。

## ② 移送サービス

事業内容	歩行時に介助が必要で、一般の交通機関等を利用することが困難な場合、リフト付き車両などを利用する外出支援サービスです。自宅と福祉施設、医療機関等との間の送迎のほか、買い物等の外出の際に、利用することができます。
第5期計画の評価	在宅で要介護3以上など、いろいろな制限があるため、利用者が減っています。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

在宅で生活する方が増加すると見込まれるため、利用状況、利用ニーズの把握に努め、サービスの内容が低下しないよう努めます。

## ③ 配食サービス

事業内容	健康状態に不安を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方に対し、安否確認と栄養補給を行う目的で、給食の配布サービスを提供しています。
第5期計画の評価	配食サービスの配食数は増加しています。 安否確認を含めたサービスのため週1回行っていますが、もう少し増やせないかという要望はあります。

### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

定期的に訪問することで、高齢者の安否確認ができるため、今後も利用者の要望などの実情を調査し、サービスのPRと共にサービス内容が低下しないよう努めます。

#### ■数値目標

(単位: 件)

実施目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
配食件数(年間)	3,200	3,300	3,400



#### ④ 寝具乾燥消毒サービス

事業内容	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等が、清潔で衛生的な生活ができるよう、布団乾燥車による寝具の乾燥消毒サービスが利用できます。
第 5 期計画の評価	利用者が定着せず、布団乾燥車の稼働率が低い状況があります。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

利用者の実情に合わせサービス内容の検討をし、PR 方法を見直して利用者の拡大を図ります。

#### ⑤ 徘徊高齢者探索サービス

事業内容	徘徊高齢者の居場所を検索するサービスです。高齢者にあらかじめ受信機を携帯させ、徘徊時には通信衛星と携帯電話のシステムを利用して、本人の位置を特定します。
第 5 期計画の評価	受信機を携帯させることに難しさを感じる家族もおり、利用者の拡大には結びついていない状況です。

#### ◆◆ 今後の方針 ◆◆

今後も認知症高齢者が増加すると考えられるため、サービス内容のPRを行い、利用者の拡大を図ります。

## 4 みんなで支える福祉ネットワークの構築

### 4-1 地域包括支援センターにおける事業の充実

本市では、市役所に1箇所、瑞浪市地域包括支援センターを設立しています。

地域包括支援センターでは、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士等が中心となって、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、医療など様々な機関とのネットワークを作り、総合的に支援しています。

今後、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が課題となります。

#### 《地域包括支援センター事業》

##### ① 総合相談

高齢者の保健・医療・福祉の総合的な相談窓口として、高齢者やその家族からの様々な相談を受け、その生活課題を把握して、必要なサービスを受けられるよう支援します。

今後は、訪問相談を実施する中で、地域包括支援センターの総合相談窓口を周知します。

また、要介護状態であって要介護認定の申請をしていない高齢者に対して、個別訪問をし、介護保険制度の周知に努めます。

##### ② 権利擁護

地域における虐待の早期発見や関係機関への通報、成年後見制度や消費者被害等について高齢者が安心して暮らしていけるよう、様々な権利を守ります。

今後は、様々な事例に対応できるよう、専門知識を深めるための研修や事例検討会などを通じ、認識を深めるとともに権利擁護についての周知を図ります。

##### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の状態変化に対応して、適切なサービスが受けられるよう、様々な地域資源を活用したケアマネジメント体制を構築し、困難事例等への適切な対応をはじめ地域の介護支援専門員の後方支援やネットワークづくりを行います。

##### ④ 介護予防ケアマネジメント

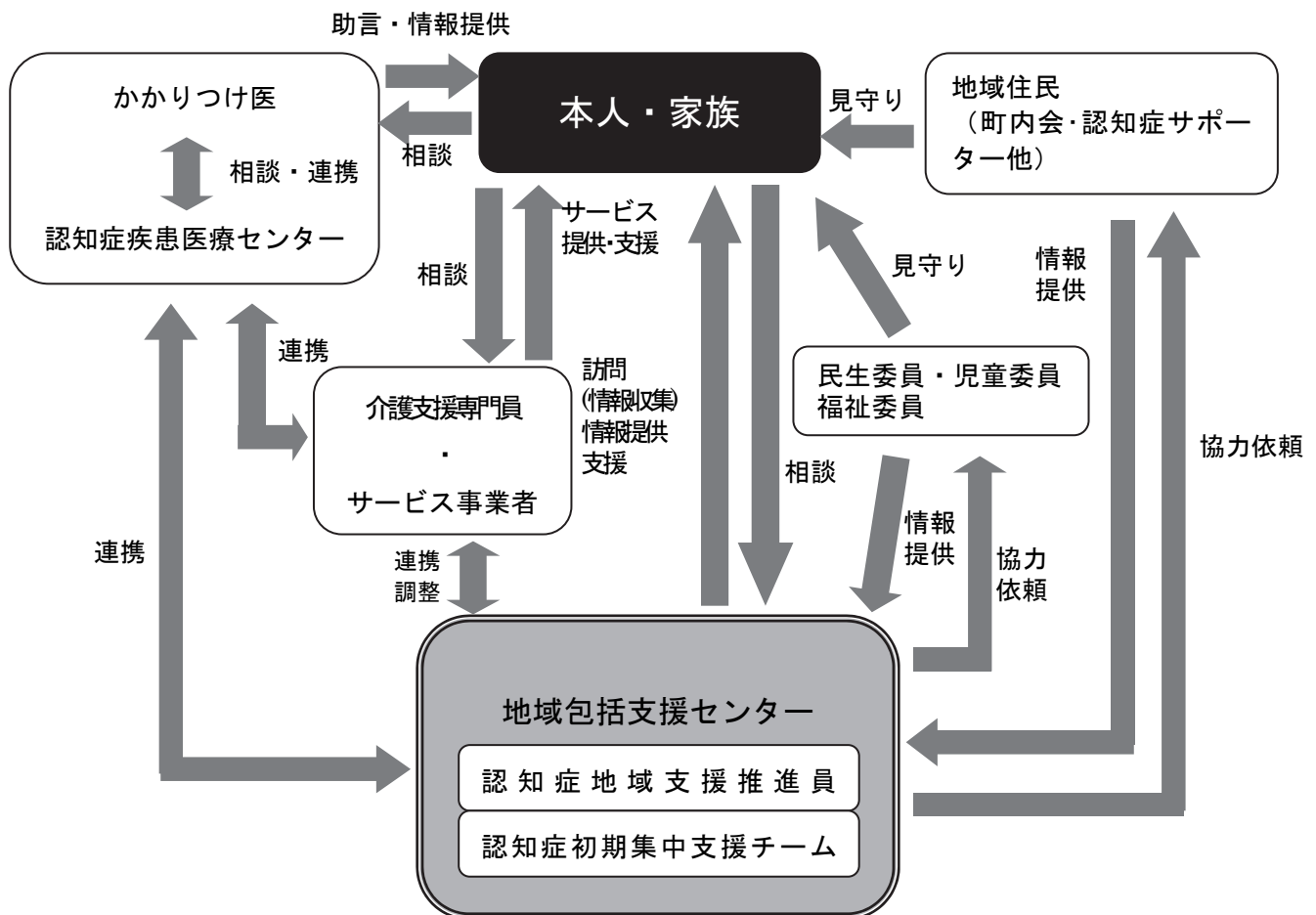
要支援1、2の人が利用する介護予防給付サービスのケアプランの作成、地域支援事業における介護予防事業の介護予防プランの作成を行います。

また、二次予防事業対象者には、二次予防事業につなげていきます。

## 4-2 地域包括支援ネットワークの構築

### (1) 認知症対策ネットワーク

地域包括支援センター等が中心となって、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会をはじめとした地域で支えあい活動をしている人や組織、かかりつけ医などの地域の相談窓口とのネットワークを強化します。また、地域包括支援センターに「認知症支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の疑いのある人を早期に発見し、対応することで認知症の悪化を防ぎ、認知症の人やその家族を支援していきます。



### (2) 介護予防ネットワーク

地域の高齢者に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護福祉サービスを、地域包括支援センターが中心となって、かかりつけ医、介護保険サービス事業者、社会福祉協議会をはじめとした関係者が連携して、一体的、体系的にサービスを提供するためのネットワーク構築を目指します。

### (3) 生活支援サービスの充実

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活コーディネーターを配置し活用しながら、多様な生活支援サービスを実施していきます。また、高齢者の社会参加や地域住民の参加を得て、生活支援サービスの充実を図っていきます。

